宮崎市文化財調査報告書第142集『橋山第2遺跡2次　橋山第3遺跡』　　正誤表

頁	行	誤	正
3	32	文化財保護法第94条１	文化財保護法第94条
4	3	基に2調査区を	基に二つの調査区を
5	27	基本土層7層から9層に	基本土層7層～9層に
21	28	みられるものあるが	みられるが
31	20	縄文時代中期から後期に	縄文時代中期～後期に
50	第32図注記7b	小林軽石を	霧島小林軽石を
62	9	小林軽石の固い層	霧島小林軽石の固い層
65	1	小林軽石の層	霧島小林軽石の層
78	8	第15～22表に	第15表～22表に
100	14	第24～25表に	第24表～25表に
117	第17表175番	原体条痕・山型押型文	原体条痕・山形押型文
118	第18表193番	楕円型押型文・ナデ	楕円押型文・ナデ
	第18表195番	楕円形押型文	楕円押型文
134	2	縄文前期から後期に	縄文時代前期～後期に
146	3	基本土層4層から5層の	基本土層4層～5層の
179	14	2～3層の	2層～3層の
180	1	4～5層に	4層～5層に
	2	6～7層からは	6層～7層からは
	4	6層から11層に	6層～11層に
211	1	4層～5層にかけて縄文早期前葉から末葉の	基本土層4層～5層にかけて縄文時代早期前葉～末葉の
248	7	第42・43表に	第42表～43表に